

第1回 クリーニング師研修等事業 WG

平成22年10月15日

参考資料2

行政刷新会議事業仕分け 提出資料 (内閣府行政刷新会議HPによる)

事業番号B-42

施設・事業シート(○印:説明)

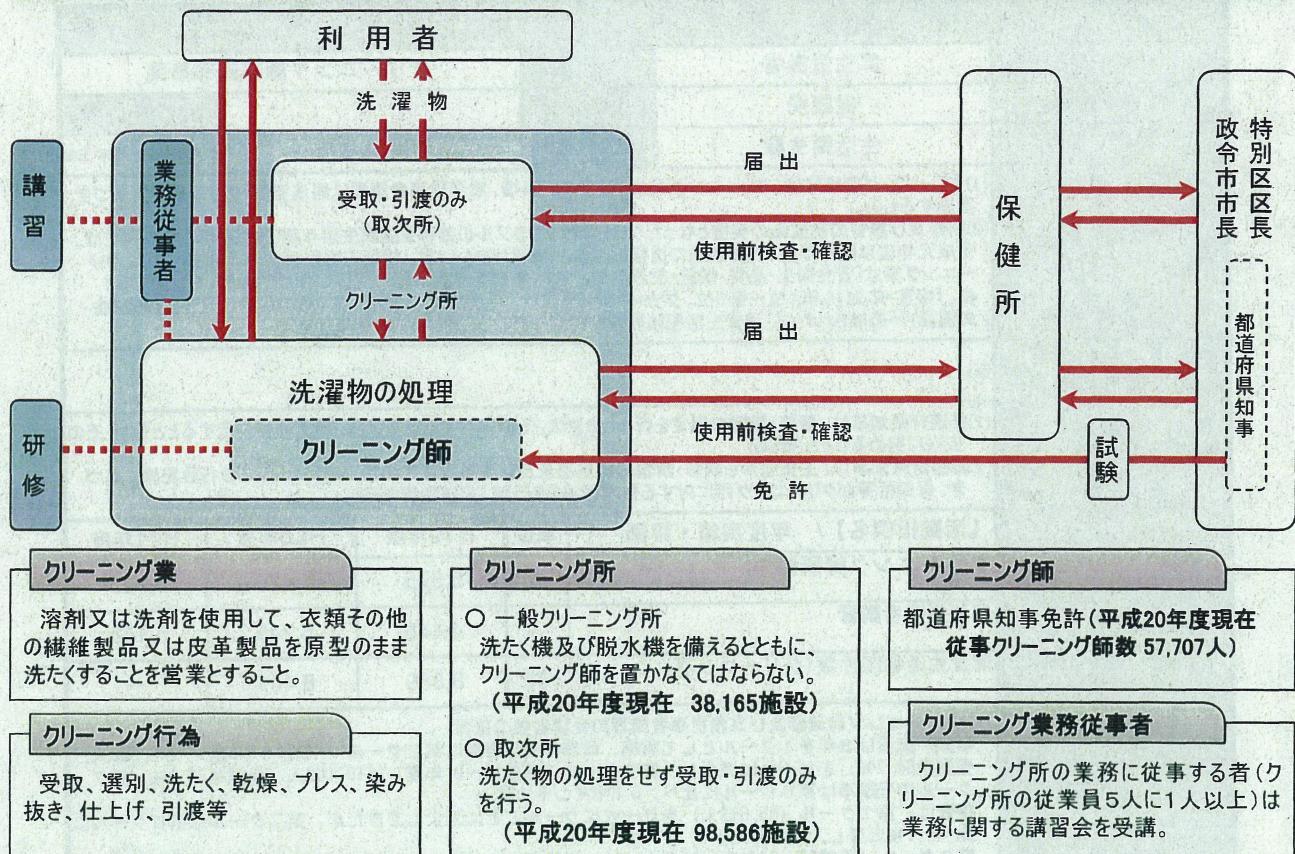
担当課名	厚生労働省 健康局 生活衛生課	クリーニング師研修等事業																								
実施年度	平成元年度	生活衛生課長 松岡 正樹																								
対象事業	クリーニング業法第8条の2 第1項及び第8条の3	平成元年3月27日付衛指第46号「クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定について」																								
<input type="checkbox"/> 直接実施																										
<input type="checkbox"/> 業務委託等 (委託先等 :)																										
<input type="checkbox"/> 補助金 [直接・間接] (補助先 :) 実施主体 :																										
<input type="checkbox"/> 権限付与 (内容 :) ■その他 (都道府県知事が指定)																										
<p>クリーニング業法は、公衆衛生等の見地から衛生規制を行い、もってその経営を公共の福祉に適合させるとともに、利用者の擁護を図ることを目的としている。</p> <p>クリーニング師研修及び業務従事者講習は、繊維製品の素材の多様化、クリーニング溶剤等による環境問題、消費者からのクレームの増加等を背景に、クリーニング業法改正により、平成元年度から制度化された。本研修・講習は、クリーニング師及び業務従事者の資質の向上、知識の修得、技術の向上により、質の高いクリーニングサービスの提供を確保し、国民の生活水準の向上に資することを目的としている。</p>																										
<p>(1) クリーニング師 受講対象は、クリーニング所の業務に従事するすべてのクリーニング師。3年ごとに受講義務があり、営業者はクリーニング師に対する受講機会付与義務がある。</p> <p>(2) 業務従事者 受講対象は、営業者がクリーニング所及び取次店においてクリーニング業務に従事する者の中から一定の割合で選定した者。営業者は講習を受講させる義務。</p>																										
<p>(1)各都道府県知事は、厚生労働省の定める基準に従い研修・講習の指定を行い、全国指導センターが実施機関(主催者)として実施。全国指導センターは、都道府県指導センターに一部を業務委託して実施。</p> <p>(2)指定基準によるカリキュラムは、「衛生法規及び公衆衛生」、「洗濯物の受取、保管及び引き渡し」、「洗濯物の処理」及び「繊維及び繊維製品」の4科目で、時間は4時間以上。研修と特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を合わせて行う場合は、「廃棄物の処理」(2時間以上)を追加し、計6時間以上。</p> <p>(3)全国指導センターは、①研修・講習に関する全体計画、②収支予算案・決算案の作成、③カリキュラム及びテキストの作成、④講師の審査、⑤チラシ、受講済みステッカー、修了証書等用品及び関係書類の作成等を行う。</p> <p>(4)都道府県指導センターは、①実施計画書の作成、②講師の推薦、③受講者名簿の作成、④広報、⑤研修・講習の開催、⑥実施報告書の作成、⑦受講料の徴収及び全国生活衛生営業指導センターへの送付等の事務を行う。</p> <p>(5)都道府県知事は保健所と連携し、都道府県指導センターが実施する研修・講習を指導協力するとともに、クリーニング師及び営業者に対して受講指導を行う。</p> <p>(6)研修・講習の終了後、全国指導センターは、都道府県知事に対し、受講者数等の実施報告書及び受講者名簿を提出する。</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成22年度予算額</th> <th>年 額</th> <th>総 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>48,680 千円</td> <td>平成19年度</td> <td>54,531 千円</td> </tr> <tr> <td>2,500 千円</td> <td>平成20年度</td> <td>59,081 千円</td> </tr> <tr> <td>51,180 千円</td> <td>平成21年度</td> <td>55,923 千円</td> </tr> </tbody> </table>		平成22年度予算額	年 額	総 額	48,680 千円	平成19年度	54,531 千円	2,500 千円	平成20年度	59,081 千円	51,180 千円	平成21年度	55,923 千円													
平成22年度予算額	年 額	総 額																								
48,680 千円	平成19年度	54,531 千円																								
2,500 千円	平成20年度	59,081 千円																								
51,180 千円	平成21年度	55,923 千円																								
※国費の投入はされていない																										
<p>○参考 : クリーニング 師研修等事業の収支</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>単位(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講料等収入</td> <td>49,116</td> <td>56,753</td> <td>59,701</td> <td>49,050</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業支出額</td> <td>54,531</td> <td>59,081</td> <td>55,923</td> <td>51,180</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※受講料は、クリーニング師が5,000円、業務従事者が4,500円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				19年度	20年度	21年度	22年度	単位(千円)	受講料等収入	49,116	56,753	59,701	49,050		事業支出額	54,531	59,081	55,923	51,180		※受講料は、クリーニング師が5,000円、業務従事者が4,500円					
	19年度	20年度	21年度	22年度	単位(千円)																					
受講料等収入	49,116	56,753	59,701	49,050																						
事業支出額	54,531	59,081	55,923	51,180																						
※受講料は、クリーニング師が5,000円、業務従事者が4,500円																										

事業番号B-42

施策・事業シート(概要説明書)

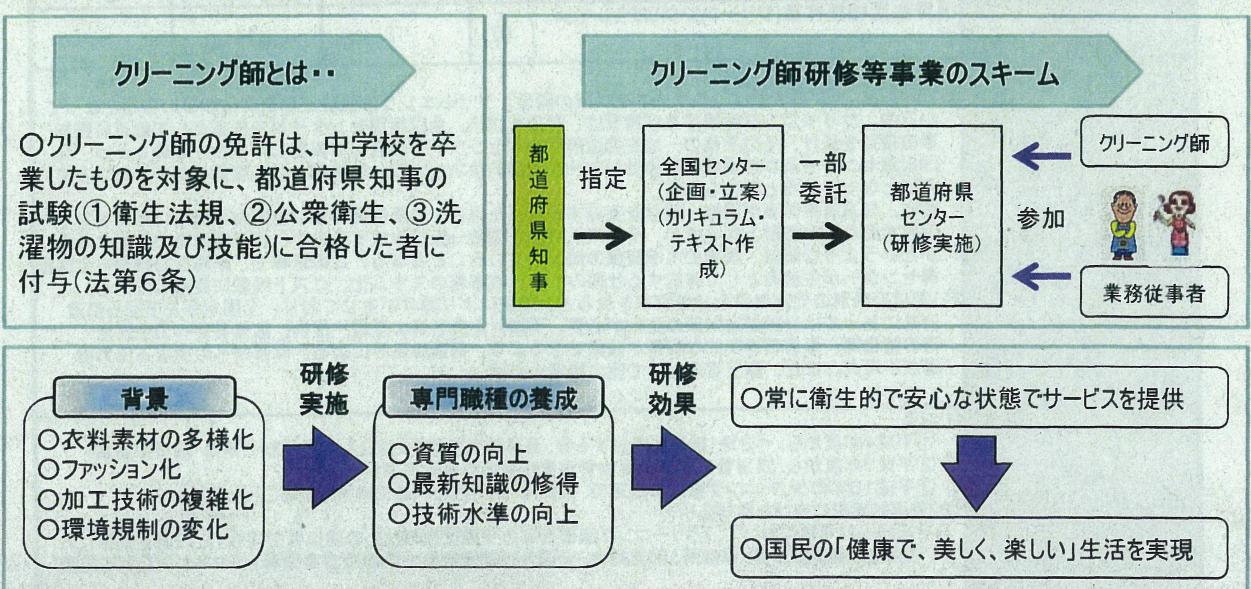
担当所管名	厚生労働省	事業名	クリーニング師研修等事業					
担当課名	健康局	実施主体	作成者名					
担当事務課名	生活衛生課	実施年月	平成元年度					
担当者名		担当者名	生活衛生課長 松岡 正樹					
(1)クリーニング師研修は、クリーニング業法第8条の2第1項、業務従事者講習は同法第8条の3の規定に基づき実施するもの。 (2)研修及び講習の制度化の契機となったクリーニングトラブルの推移を国民生活年報(国民生活センター)では、平成元年度以降毎年度1万件前後で推移し、2008年度は8,441件。相談内容別分類による統計では、クリーニング業は「安全衛生・品質・機能・役務品質」では、平成元年度以降一貫して相談件数ランキングは第1位。「接客・応対」も第1位～第3位。クリーニング業法は、平成16年改正で、第1条の目的に「利用者の利益の擁護」が追加されたが、消費生活相談件数の推移を見ると、引き続き本制度は必要。								
他省庁、自治体等の連携状況	ない。							
他省庁、自治体等の連携状況	(1)都道府県知事は、研修・講習の指定を行ったときは、その主催者、開催期日、受講料を公示するとともに、その広報に努めることとされる。 (2)都道府県知事は、主催者から研修・講習の実施報告及び受講者名簿の提出を受ける。この行政記録に基づき、保健所等がクリーニング所に対する監視指導を行う際、受講指導を行う。							
【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度				
クリーニング師研修	人	5,575	6,470	7,123				
業務従事者講習	人	4,448	5,246	5,148				
消費生活相談件数(クリーニング)	件	8,889	8,441	—				
(1)クリーニング師研修及び業務従事者講習の受講者数の確保 研修・講習は3年を1クールとして実施。研修の受講者数は第2クール(平成4~6年度)(46,306人、受講率64.7%)をピークに減少し、第7クール(平成19~21年度)は19,168人、受講率32.0%。第7クールの受講率は第6クールに比べ、0.8ポイント上昇。 講習は、第1クール(55,089人)をピークにクールごとに減少してきたが、第7クールは第6クールに比べ3.1%上昇し、14,872人。 第8クール(平成22~24年度)においては、実施回数及び実施地域の拡大等によりさらなる受講者数の増加を図る。 (2)クリーニングトラブルの減少 クリーニングに関する消費生活相談件数(国民生活センター)によると、研修・講習開始の平成元年度以降、1万件前後で推移。平成20年度は8,441件で件数は前年度と比べ減少したが、全体的な相談件数の減少から、クリーニングの占める割合は平成17年度以降上昇傾向(2008年度の件数ランキングは第14位)。 第8クールにおいては、消費生活相談件数が減少するよう、クリーニングトラブルの原因等に重点を絞った研修・講習を実施する。 (3)研修・講習の効率的実施 研修及び講習の受講者数、受講率は、都道府県によって大きな差。都道府県指導センターの業務内容が拡大する中、研修及び講習の効率的な実施のためには、都道府県・保健所によるクリーニング師名簿の整備・提供、営業者に対する受講指導の強化等を図るよう要請していく。								
【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H19年度	H20年度	H21年度				
クリーニング師研修(クール別受講率及びその増減) (第7クールはH19年~H21年)	%	—	—	第7クール 32.0(0.6%増)				
業務従事者講習(クール別受講者数の増減) (第7クールはH19年~H21年)	人	—	—	第7クール 316 増(3.1%増)				
消費生活相談件数(クリーニング)のランクイング	位	18	14	—				
(1)クリーニング業法では、クリーニング所の開設、クリーニング師免許が都道府県知事の事務となっている中、クリーニング師研修及び講習は、制度化以来、全国指導センターが主催者として都道府県知事の指定を受け、その業務の一部を都道府県指導センターへ委託して実施してきた。このことは、全国指導センター及び都道府県指導センターが全国的なネットワーク体制として整備されてきたことで可能となっていると考えられる。 仮に、都道府県知事が研修・講習を実施するとした場合、知事部局等及び全国の保健所に担当者を配置することが必要となるほか、テキスト等も全国統一版を作成するのか、各都道府県で作成するのかというような研修・講習の水準確保の問題も生じることとなる。この意味で、研修及び講習を全国指導センターが主催者として実施する仕組みは、行政事務のスリム化、コスト削減に貢献している。 (2)都道府県別の受講者数及び受講率を見ると、地域により偏りが生じており、全国水準を下回る都道府県にあっては受講促進対策の強化が必要。受講対象者名簿の整備・提供、営業者等への受講指導の強化等、事業の効率的な実施が確保できるよう、都道府県等による、保健所への更なる協力指導が不可欠。また、制度官庁として国の指導も必要。								
(1)沿革 ①平成4年度から、へき地・離島に居住する者、身体障害者等を対象とした通信制の研修・講習が追加 ②平成5年度から、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格取得講習が追加 ③平成16年のクリーニング業法の改正で、目的に「利用者の利益の擁護を図ること」が追加 (2)効率的実施に向けた取り組み 平成20~21年度において、「クリーニング師研修等の受講促進のための関係者懇談会」を12都道府県において開催。都道府県等・保健所、同業組合、全国及び都道府県生活衛生営業指導センターが対応策を協議								

クリーニング業法の体系について



クリーニング師研修等事業について

- クリーニング師等研修制度は、業務に関する知識・技能の向上を図ることにより事故を防止し、消費者(利用者)利益の保護とクリーニング業の経営の健全化を図ることを目的。
- クリーニング師等については、クリーニング業法に基づき、業務に従事した1年以内に研修(講習)を受け、研修受講後3年を超えない期間で再研修(再講習)を受けることとされている。



クリーニング師研修等事業の主な内容

1. 洗濯物の受取り、保管及び引渡しの対応

- 利用者からのクレームのあった問題事例について、「クレームの原因」、「クリーニング店に望まれる対応」、「トラブル防止のポイント」を提示
- 洗濯物の状況把握、引渡時の確認等の望ましいカウンター業務のあり方を提示

2. 繊維素材の基礎知識

- 繊維素材の性質、衣料品生産の方法、染色加工等について、最新の情報を提供し、事故防止策を提示

3. 洗濯物の処理のあり方

- クリーニングの工程、溶剤・洗剤・クリーニング用機器について、最新の情報・留意点を提示

4. 衛生法規及び公衆衛生の知識

- 衛生法規や環境規制、公衆衛生の最新の規制の変更点などについて提示

クリーニング師研修等事業に関する改革案について

1. 都道府県に対する技術的助言・周知の強化について

[クリーニング研修等事業の問題点]

保健所の環境衛生監視員によるクリーニング所への立入検査・受講指導回数の減少による受講率の低下

改革

- 保健所による立入検査・受講指導の増加に向けた技術的助言・周知の徹底を図る

2. 財団法人全国生活衛生営業指導センターにおける業務運営の改善

[クリーニング研修等事業の問題点]

受講生のニーズに合致しない研修運営による受講率の低下

改革

- 受講ニーズを踏まえた研修テキスト及び研修計画の大幅な改善を図る
 - ・テキストの改訂頻度を高め、最新の技術的知見を教授
 - ・クリーニングに係る最新の時事事項にも対応した副教材の活用
 - ・個人経営者のニーズを踏まえた開催回数及び研修場所の確保
- 関係機関との連携強化策を図る
 - ・受講促進を目的に、都道府県、保健所、クリーニング同業組合、生衛指導センターをメンバーとした「関係者懇談会」を設置し、不断の研修運営改革を追求
 - Web広報機能の拡充・強化策を図る

公益法人シート(概要説明書)

公益法人名	財団法人 全国生活衛生営業指導センター					
担当府省名	厚生労働省	局庁名	健康局	課・室名	生活衛生課	
代表者名						
設立目的	都道府県生活衛生営業指導センター及び生活衛生同業組合連合会の健全な発達を図るとともに、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護の見地から、生活衛生関係営業全般の健全な発展を図る					
沿革	財団法人全国生活衛生営業指導センターは昭和54年に設立、昭和55年4月1日に「生活衛生営業関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(昭和54年及び平成12年一部改正)第57条の9の規定により厚生大臣の指定を受けた。					
事業	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(以下、「生衛法」という。)第57条の10に規定する以下の事業。 ①生活衛生関係営業全般に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 ②生活衛生関係営業全般に関する調査研究を行うこと。 ③都道府県指導センターの事業について、連絡調整を図り、及び指導すること。 ④連合会相互の連絡調整を図り、及びその事業について指導すること。 ⑤生衛法第57条の12第1項に規定する標準営業約款を作成すること。 ⑥都道府県指導センターの行う生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談若しくは指導又は苦情処理に係る業務を担当する者を養成すること。 ⑦連合会の行う生活衛生関係営業に関する技能の改善向上若しくは審査又は技能者の養成の事業に關し技術的指導を行うこと。 ⑧上記の事業に附帯する事業。					
従員の数 (うち官庁OB)	21	(3)	役員報酬総額 (21年度 百万円)	15.0百万円	常勤職員の数 (うち官庁OB)	9 (3)
うち常勤数 (うち官庁OB)	1	(1)	うち官庁OB分	3.0百万円 12.0百万円	嘱託・非常勤職員数 (うち官庁OB)	1 (1)
都道府県OB役員が 分担する業務	専務理事として、理事長及び副理事長を補佐し、業務全般を執行している。 ※役員報酬総額は、22年4月では1名であるが、21年4月では2名であったため、2段書きとしている。					
国・独法 からの 支出	年 度	平成19年度		平成20年度		平成21年度(見込み)
	合 計 (a)	340,098 千円		417,589 千円		412,789 千円
	国からの支出	340,098 千円		417,589 千円		412,789 千円
	うち補助金等	340,098 千円		417,589 千円		412,789 千円
	うち契約等	0 千円		0 千円		0 千円
	独法からの支出	0 千円		0 千円		0 千円
	うち契約等	0 千円		0 千円		0 千円
	うち契約以外	0 千円		0 千円		0 千円
	支出元掛名					
	収入(予算額)(b)	541,472 千円		603,843 千円		590,396 千円
依存率 (a/b)	62.8%		69.2%		69.9%	
会員登録収入 (c)、会員(c/b)	2,960 千円	0.5%	2,560 千円	0.4%	2,560 千円 0.4%	
会員登録比率	特別会員(全国生衛連合会16)、賛助会員(10)					
会員登録料	911,720 千円		901,273 千円		891,396 千円	
正味利潤額	1,293,517 千円		1,227,049 千円		1,195,119 千円	
内輪留保額、内部留保額	198,354 千円	35.6 %	122,253 千円	19.2 %	106,164 千円 17.6	
特記事項 (見直しに向けたこれまでの取組み 今後の方向性等)	<p>【生衛業の主な役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民生活に密着したサービスを常に衛生的で安心な状態で提供 ○地域に密着したサービスの提供により、町を活性化し、地域社会に潤いを与える ○高齢者・障害者施策など地域社会の福祉の増進への協力 <p>【生衛業の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○我が国の経済活動の中で相当規模。雇用面でも大きな役割を担い、一定の資格や技術に基づきサービスを提供[事業所:約121万事業所(全産業の21%)、従業員数:約628万人(全産業の約12%)、収入額:約27兆円(サービス産業全体の18%)] ○大部分が経営基盤が脆弱な中小零細企業(従業員5人以下の小規模事業者が7割。うち個人経営は9割) <p>【生衛法の制定経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○昭和32年に業界の自主的活動を通じた衛生水準の向上等を目指し「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」(現在の生衛法)が業界の要望をもとに議員立法により制定 <p>→全国生活衛生営業指導センターは生衛業の指導・支援の中核的機関として重要 今後とも効率的・効果的なものに見直し</p>					

論点等説明シート(公益法人担当部局用)

施策・事業名	クリーニング師研修等事業
法 人 名	(財) 全国生活衛生営業指導センター

論点等

- 当センターは指定機関として、クリーニング師研修及び業務従事者講習を実施している。クリーニング師及び業務従事者には受講を義務付けているが、研修・講習は義務付けるにふさわしい内容となっているのか。研修・講習を義務付けるとしても3年ごとに受講する必要性があるのか。

参考資料

過去5年間の受講者数の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
クリーニング師研修	7,197名	6,720名	5,575名	6,470名	7,123名
業務従事者講習	5,090名	4,834名	4,448名	5,246名	5,148名

※従業クリーニング師数 57,707名(平成21年3月末現在)

クリーニング師研修の受講率

クリーニング師研修の受講率(受講率=3年間の受講者数合計÷従業クリーニング師数)は、平成19年度～21年度では、32%である。